

川崎市エコショップ制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に関する川崎市の施策へ積極的に協力する商店及び商店街等を「川崎市エコショップ」及び「川崎市エコ商店街」（以下「エコショップ」という。）に認定し、その利用を広く推奨することにより、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する市民の意識高揚を図り、もって持続可能な循環型社会の構築に資することを目的とする。

（エコショップの認定）

第2条 エコショップは、川崎市内の商店等で、次条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当し、かつ同項第11号に掲げる認定基準を満たす者のうちから、市長が認定する。

（認定基準）

第3条 川崎市エコショップの認定基準は次に掲げる事項とする。

- （1）製品の簡易包装又はマイバッグを推奨するなどレジ袋の削減を推進するものであること
 - （2）マイボトル等、容器持参を推奨するものであること
 - （3）事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収を行うものであること
 - （4）牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収を行うものであること
 - （5）特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（家電リサイクル法対象品）の回収を行うものであること
 - （6）ボタン型電池・充電式電池の回収を行うものであること
 - （7）生活用品の修理・再生を行うものであること
 - （8）生ごみコンポスト化容器等の販売を行うものであること
 - （9）使い捨てプラスチック製品の使用の抑制、代替素材又は再生材の利用その他プラスチック資源循環の促進に関する取組を行うものであること
 - （10）前各号に掲げるもののほか、川崎市が行う廃棄物の減量化及び資源化に関する施策へ積極的に協力するものであること
 - （11）申請者、代表者その他当該店舗等の運営に実質的に関与する者について、当該店舗等の営業又はエコショップとしての活動に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がないこと。
- 2 川崎市エコ商店街の認定基準は、認定対象となる商店街が自主事業として、廃棄物の減量化又は資源化に関する活動を行っていることとする。

（申請及び認定）

第4条 第2条の規定により、エコショップの認定を受けようとする者は、その種別に応じたエコショップ認定申請書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入力フォームで市長に申請するものとする。

2 市長は、申請を受け付けたときは、速やかに申請内容を厳正かつ公平に審査するものとする。

3 申請内容その他認定の可否の判断に必要な事項に疑義があるときは、別途、市長が必要と認める書類等の提出を求めることができる。

4 市長は、本条第2項の審査結果に基づき、エコショップを認定するものとする。

5 市長は、前項の規定に基づきエコショップを認定した場合は、申請した者に対し、その種別に応じた認定証（第2号様式又は第2号様式の2）を交付するものとする。

（認定内容の変更）

第5条 エコショップは、認定された内容に変更が生じた場合、速やかにその種別に応じたエコショップ認定内容変更届出書（第3号様式又は第3号様式の2）又は入力フォームにより市長に変更を届け出なければならない。

（広告・広報）

第6条 エコショップは、自らがエコショップの認定を受けたことを広告することができる。

2 市長は、エコショップの利用を市民に推奨するとともに、その名称、所在地、取扱品目等について、分かりやすく広報するよう努めなければならない。

（報告）

第7条 エコショップは、毎年5月末日までに認定された事項等の前年度の実施状況について、その種別に応じた報告書（第4号様式又は第4号様式の2）又は入力フォームにより市長に報告しなければならない。

（認定の取消）

第8条 市長は、エコショップが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（1）第3条に規定する認定基準を欠くに至ったとき。

（2）第7条に規定する報告を怠ったとき。

（3）虚偽の申請又は報告をしたとき。

（4）その業務又は活動に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、エコショップとして認定を継続することが制度の趣旨に照らして適当でないと認められる相当の理由があるとき。

(認定の辞退)

第9条 川崎市エコショップの認定を受けた店舗は、事業を廃止したとき、認定に係る取組を終了したときその他の理由により認定を辞退しようとするときは、速やかにエコショップ認定辞退届出書（第5号様式）又は入力フォームにより市長に届け出なければならない。

2 川崎市エコ商店街の認定を受けた商店街は、商店街を解散したとき、認定に係る取組を終了したとき、その他の理由により認定を辞退しようとするときは、速やかにエコ商店街認定辞退届出書（第5号様式の2）又は入力フォームにより市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、エコショップ制度の実施に関して必要な事項は、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱の廃止)

2 川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱（平成5年7月26日施行）は、廃止する。ただし、同要綱の規定により認定を行った川崎市リサイクルエコショップのうち、本要綱第3条に規定する認定基準を満たすものについては、本要綱第4条第4項の規定に基づき、エコショップに認定したものとみなすこととする。

附 則

この要綱は平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行する。

第 1 号様式

エコショップ認定申請書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり川崎市エコショップの認定を申請します。

1 申請者

申請者

所在地	〒
名称	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 認定を受けようとする店舗

店舗名		業種	
所在地	〒		
電話番号			

3 店舗等の取組内容（該当するものに☐及び詳細を記載してください。）

☐ 製品の簡易包装又はマイバッグを推奨するなどレジ袋の削減を推進
方法及び内容：
☐ マイボトル等、容器持参を推奨
推奨容器：
☐ 事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収
取扱品目及び内容：
☐ 牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収
回収品目：
☐ 家電リサイクル法対象品の回収
☐ ボタン型電池・充電式電池の回収
回収品目：
回収条件：
☐ 生活用品の修理・再生
主な取扱品目：
☐ 生ごみコンポスト化容器等の販売
販売内容：
☐ 使い捨てプラスチック製品の使用の抑制、代替素材又は再生材の利用その他プラスチック資源循環の促進に関する取組
内容：
☐ その他、廃棄物の減量化・資源化に関する取組
内容：

4 市ホームページへの掲載を希望する事項について、次の項目を記入してください。

店舗ホームページURL	
営業時間	
定休日	
駐車場	☐ 有 (台) ☐ 無
店舗へのアクセス (最寄り駅・最寄りのバス停など)	
店舗紹介に当たってのPR事項・注意事項 (自由記入)	

※記載内容を全てホームページに掲載できるわけではありません。

※掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

第 1 号様式の 2

エコ商店街認定申請書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり川崎市エコ商店街の認定を申請します。

1 申請者

認定を受けようとする商店街の名称等

所在地	〒
名 称	
店 舗 数	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 廃棄物の減量化・資源化に関する活動内容（できるだけ具体的に記入してください）

3 市ホームページへの掲載を希望する事項について、次の項目を記入してください。

商店街ホームページURL	
商店街紹介に当たっての PR 事項・注意事項（自由 記入）	

※記載内容を全てホームページに掲載できるわけではありません。

※掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

エコショップ 認定証

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び
資源化等に関する市の施策へ積極的
に協力する商店等として、「川崎市
エコショップ」に認定します。

年 月 日

(川崎市長名)

エコ商店街
認定証

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び
資源化等に関する市の施策へ積極的
に協力する商店街として、「川崎市
エコ商店街」に認定します。

年 月 日

(川崎市長名)

第3号様式

エコショップ認定内容変更届出書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップとしての認定内容等に変更がありましたので、川崎市エコショップ制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 申請者

申請者

所在地	〒
名称	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 認定を受けている店舗

店舗名		業種	
所在地	〒		
電話番号			

3 変更内容

項目	新	旧
所在地		
名称		
代表者職・氏名		
電話番号		
メールアドレス		
店舗ホームページURL		
廃棄物の減量化・資源化に関する認定内容		

第 3 号様式の 2

エコ商店街認定内容変更届出書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコ商店街としての認定内容等に変更がありましたので、川崎市エコショップ制度実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 申請者

認定を受けている商店街の名称等

所在地	〒
名 称	
店 舗 数	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 変更内容

項目	新	旧
所在地		
名 称		
店舗数		
代表者職・氏名		
電話番号		
メールアドレス		
店舗ホームページ URL		
廃棄物の減量化・資源化に関する認定内容		

第4号様式

エコショップ実施事項報告書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 申請者

申請者

所在地	〒
名称	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 認定を受けている店舗

店舗名		業種	
所在地	〒		
電話番号			

3 活動内容（実施した内容の番号に○をつけ（複数可）、詳細について御記入ください。）

1 製品の簡易包装又はマイバッグを推奨するなどのレジ袋削減の取組

(方法及び内容) _____

2 マイボトル等容器持参を推奨

(内容) _____

3 事業活動に伴って生じた古紙の買取り又は無償回収

(取扱品目及び取扱量) _____

4 牛乳パック・食品トレー等、資源物の店頭回収

(回収品目及び回収量) _____

5 家電リサイクル法対象品の回収

6 ボタン型電池・充電式電池の回収

(回収品目) _____

7 生活用品の修理・再生

(主な取扱品目) _____

8 生ごみコンポスト化容器等の販売

(販売内容) _____

9 使い捨てプラスチック製品の使用の抑制、代替素材又は再生材の利用その他プラスチック資源循環の促進に関する取組

(具体的内容) _____

10 1～9以外の廃棄物の減量化及び資源化の取組

(具体的内容) _____

第 4 号様式の 2

エコ商店街実施事項報告書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 申請者

認定を受けている商店街の名称等

所在地	〒
名 称	
店 舗 数	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 活動内容

廃棄物の減量化・資源化に関する活動内容（できるだけ具体的に記入してください。）

第 5 号様式

エコショップ認定辞退届出書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第 9 条の規定により、次のとおり認定の辞退について届け出ます。

1 届出者

届出者

所在地	〒
名 称	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

2 認定店舗名

3 店舗所在地

4 辞退年月日

年 月 日

5 辞退理由※差し支えない程度でご記入ください

第 5 号様式の 2

エコ商店街認定辞退届出書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

川崎市エコショップ制度実施要綱第 9 条の規定により、次のとおり認定の辞退について届け出ます。

1 申請者

認定を受けている商店街の名称等

所在地	〒
名称	
店舗数	
代表者職・氏名	
電話番号	

連絡担当者

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス※	

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

2 認定商店街名

3 商店街所在地

4 辞退年月日

年 月 日

5 辞退理由※差し支えない程度でご記入ください